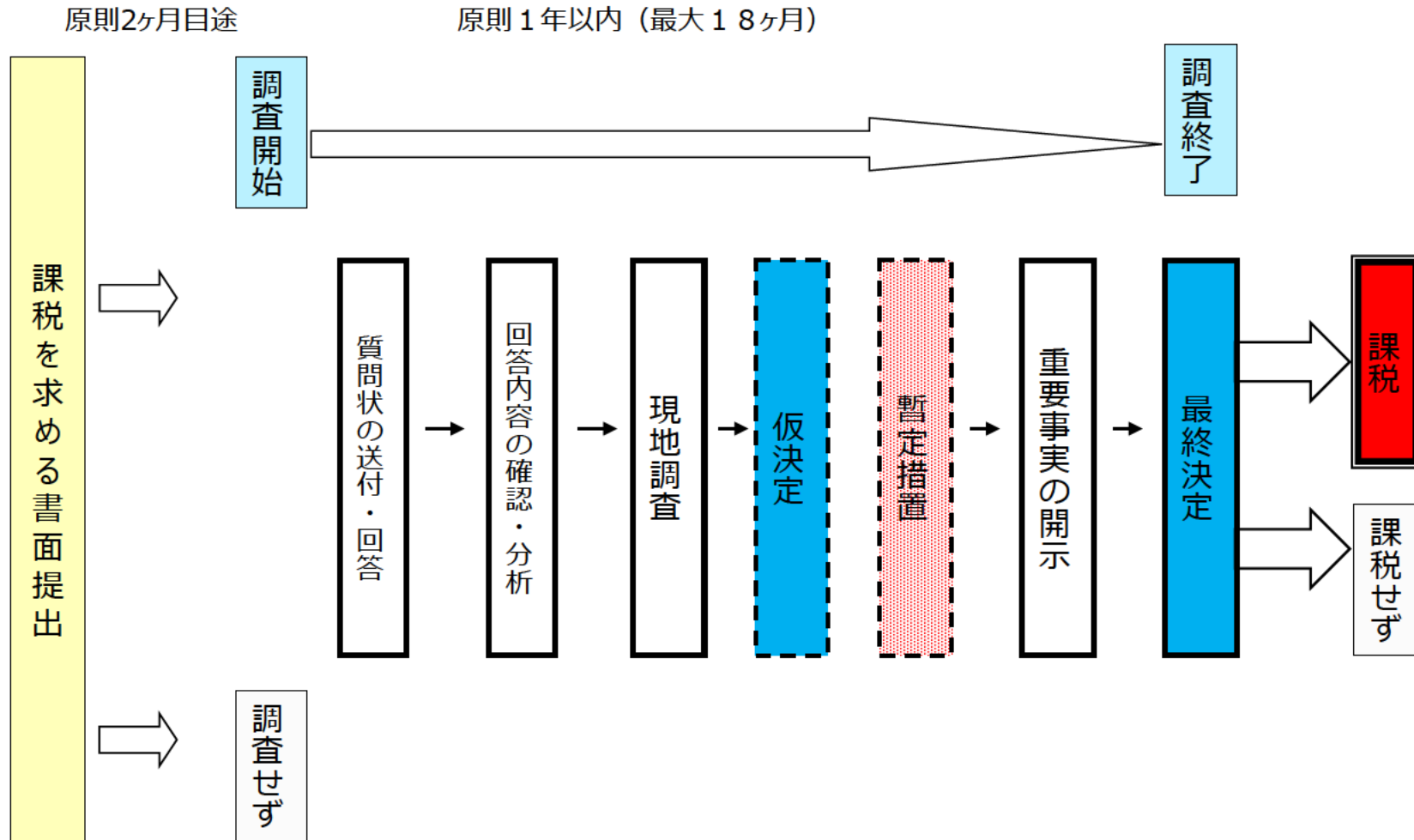


## アンチ・ダンピング調査のプロセス

- アンチ・ダンピング調査では、調査の各段階で利害関係者が自らの意見を述べる機会が与えられています。
- 企業内で情報収集を進めた（第3号コラムを参照）結果、調査申請が行われた場合、AD協定や国内法令に基づき調査開始の要件が満たされている（第2号コラムを参照）と判断されれば、調査が開始されます。
- 調査では、WTO協定に即して、質問状への回答、現地調査、仮決定と暫定措置、最終決定と確定措置などのプロセスがありますが、各国ごとに進行やタイミングが若干異なります。日本の場合には、次ページの図のようなプロセスとなっています。
  - ➡ 各国の調査に対応する際には、まず、各国の法令に基づき標準的な調査プロセスを把握することが重要です。
- 日本のプロセスを例にとれば、利害関係者は、①調査当局が送付する質問状（questionnaire）に対する回答、②証言、意見の表明、③仮決定や重要事実に対する意見提出等の機会を通じて、証拠・意見の提出を行うことができます。
- AD協定6.2条のとおり、利害関係者は自己の利益を擁護する十分な機会が与えられるとされています。この**適性手続（Due Process）**はアンチ・ダンピング調査において重視されている要素の一つです。

# 図：日本における調査プロセス



## 調査における透明性

- 我が国では透明性向上を図り利害関係者が調査プロセスに関与しやすくなるよう改善を図ってきました。
- 調査では、利害関係者が提出する証拠については、他の利害関係者に閲覧する機会が与えられます。（ただし、協定に即して、調査の当事者が秘密の情報として提供したものは開示されません。）また、他の利害関係者は、閲覧する証拠から得られる情報に基づきそれぞれの主張について準備する機会が適時与えられるとされています。このように、調査は一方向なものではなく、利害関係者が相互に関与できる制度となっています。
- 我が国においては、調査の透明性向上を図り、利害関係者が調査プロセスに関与しやすくなるよう改善が進められてきました。
  - 例) 仮決定の予告（10日前）、重要事実の開示予告（7日前程度）
    - ➡公表時期を事前に把握することができることで、十分な余裕をもって意見提出の準備を行うことができます。
- 調査においては、**透明性（Transparency）**の確保も重要な要素です。

# 貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



## 【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：[s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp](mailto:s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp)

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。